

【ドイツ】リスボン条約承認に伴う第 53 次基本法改正

海外立法情報課・山口 和人

- * 2008 年 10 月 14 日、連邦議会及び連邦参議院の議決を経たリスボン条約（欧州連合条約及び欧州共同体設立条約を改正する条約）の承認法が公布された。これに関連して同 16 日、基本法第 23 条、第 45 条及び第 93 条を改正する法律が公布された。基本法改正法の施行時期は、リスボン条約発効時と規定されている。

基本法改正の背景

2007 年 12 月 13 日に調印されたリスボン条約は、2008 年中にドイツを含む欧州連合（以下 EU）全構成国の批准を得て 2009 年 1 月 1 日に発効の予定であったが、アイルランドの国民投票で承認が否決されたため、現在、EU 議長国フランスを中心に、発効のための努力が続けられている。ドイツでは、2008 年 4 月 24 日に連邦議会が、5 月 23 日に連邦参議院が同条約の承認法を可決し、批准のための国内法的条件が整った。

同条約は、EU の機構や意思決定の方式について大幅な変更を加えているが、その一環として、第 8c 条及び付属する 2 つの追加議定書において、EU 構成国の議会に対し、EU の立法行為についての意見表明権や、補完性原則及び比例性原則（注）の遵守に配慮する権限等、EU の意思決定に対する直接の関与権を規定した。これらの関与権は、既に 2004 年 10 月に調印された欧州憲法条約において規定されていたが、同条約がフランス及びオランダの国民投票の結果、両国の批准を得られず発効できなかったため日の目を見なかったものである。このたびの基本法改正は、このような新たな権限の創設を受け、EU 構成国議会としての連邦議会及び連邦参議院の権限等についての規定を追加することを主な内容としている。

基本法改正の内容

第 23 条の改正

欧州連合との関係についての基本原則を規定する第 23 条の第 1 項の次に第 1a 項を加え、連邦議会及び連邦参議院は、欧州連合の立法行為が補完性原則に違反することを理由として欧州連合裁判所に訴えを提起する権利を有すること、連邦議会は、その議員の 4 分の 1 の要求がある場合は、この訴えを提起する義務を負うこと、連邦参議院の同意を必要とする法律により、欧州連合の条約上の根拠において連邦議会及び連邦参議院に認められている諸権利の行使のために、過半数による議決の原則（基本法第 42 条第 2 項第 1 文及び第 52 条第 3 項第 1 文）の例外を許容することができることを規定した。

第 45 条の改正

連邦議会の設置する欧州連合委員会に関して規定する第 45 条は、従来、第 23 条に

基づいて連邦議会が連邦政府に対して有している諸権利を欧州連合委員会も主張することができる」と規定するにとどまっていたが、これに加え、連邦議会は、欧州連合委員会に対して、EU の条約上の根拠において連邦議会に認められている諸権利を行使する権限を与えることができる旨の規定を追加した。

第 93 条の改正

連邦憲法裁判所に対して、連邦法又は州法の基本法との適合性及び州法の連邦法との適合性の審査を申し立てることができる者を連邦政府、州政府又は連邦議会議員の 3 分の 1 とする第 93 条第 1 項第 2 号を改正し、連邦議会議員については 4 分の 1 でこの申立てを可能とした。従来、基本法では、議会内少数派の権利として、本号の審査申立権のほか、国政調査権を行使する調査委員会の設置の申立てを連邦議会議員の 4 分の 1 でできるとする規定（第 44 条第 1 項）があるが、さらに 3 つ目の少数派の権利として第 23 条第 1a 項の権利が加わったことを契機として、これらの権利の行使に必要な人数の要件を連邦議会議員の 4 分の 1 に統一することにしたものである。

関連法律の制定

以上の連邦議会及び連邦参議院に対して新たに認められた権利の行使の態様を定める法律として、「欧州連合の事項における連邦議会及び連邦参議院の権利の拡大及び強化に関する法律」が、基本法改正と同時に連邦議会と連邦参議院の議決を経て成立した。同法においては、補完性原則の遵守違反を認めた場合の両機関の関与の具体的方式のほか、EU の立法行為について両機関が意見表明を行う手続、及び特定の分野についての EU の意思決定方式を全会一致から特定多数決（構成国に割り当てられた票数の一定数の賛成その他の要件による決定）の方式に変更する場合の両機関の関与の方法等が規定されている。

注

・補完性原則とは、EU が、その専属的権能に属さない分野については、問題となっている措置の目的が、構成国によっては十分に達成されず、その措置の規模又は効果の点で EU のレベルで行ったほうがよりよく達成できる場合に、その限りにおいて活動するとの原則（リスボン条約による改正後の欧州連合条約第 3b 条第 3 項）であり、比例性原則とは、EU のいかなる措置も、内容及び形式の点で関係諸条約の目的を達成するために必要な範囲を超えてはならないとの原則（同条第 4 項）である。なお、現欧州共同体設立条約第 5 条第 2 項参照。

参考文献

- ・Gesetz zur Änderung des Grundgesetzes(Artikel 23, 45 und 93), Bundesgesetzblatt, Jg. 2008, Teil I, S.1926.
- ・Gesetz zum Vertrag von Lissabon vom 13. Dezember 2007, Bundesgesetzblatt, Jg. 2008, Teil II, SS.1038-1164.
- ・Deutscher Bundestag, Drucksache 16/8488, 16/8489.